

第一〇九回

参第三号

育児休業法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 育児休業（第三条 第十三条）
- 第三章 育児休業手当（第十四条 第三十九条）
- 第四章 雑則（第四十条・第四十一条）
- 第五章 罰則（第四十二条 第四十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

2 この法律において「育児休業」とは、労働者がその子を一歳に達するまで養育するための休業をいう。

第二章 育児休業

（育児休業）

第三条 使用者は、労働者が育児休業を請求したときは、その請求を拒むことができない。

2 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

3 第一項の請求は、特別の事情がある場合を除き、育児休業の始まる日の一月前（その労働者の業務が長期の航海等いつたん業務に就いてしまつてからは育児休業をすることが著しく困難な業務であり、かつ、育児休業の始まる日の一月前の日より前に当該業務が始まる場合においては、当該業務の始まる日の二週間前）までにしなければならない。

4 使用者は、父又は母の一方が第一項の請求をした場合において、他の一方の次の各号の一に該当する期間については、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができる。

一 その請求に係る子について育児休業をする期間

二 職業に就いていないときでその請求に係る子と同居する期間（負傷、疾病その他や

むを得ない理由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日（多胎妊娠の場合にあつては、六十九日）から出産の日までの期間を除く。）

5 前項の規定は、労働者がその二人以上の子について第一項の請求をした場合には適用しない。

6 使用者は、労働者が第一項の請求をした場合において、当該労働者が既にその請求に係る子について育児休業をしたことがあるときは、特別の事情があるときを除き、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができる。

（育児休業の期間の変更）

第四条 使用者は、労働者が育児休業の期間の延長又は短縮を請求したときは、その請求を拒むことができない。

2 前項の請求は、特別の事情がある場合を除き、延長については延長されない場合に、短縮については短縮された場合に終期となる日の翌日の一月前までにしなければならない。

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の育児休業の期間の延長の請求について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第四条第三項において準用する前項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と読み替えるものとする。

（この法律違反の契約）

第五条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

（不利益取扱いの禁止及び原職復帰）

第六条 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、次項に規定する配置換の場合を除いて、不利益な取扱いをしてはならない。

2 使用者は、育児休業を理由として、育児休業の始まる日（その労働者の業務が長期の航海等いつたん業務に就いてしまつてからは育児休業をすることが著しく困難な業務であり、かつ、育児休業の始まる日の前に当該業務が始まる場合においては、当該業務の始まる日）から育児休業の終了の日までに労働者を配置換した場合には、育児休業の終了（育児休業の期間を短縮した場合には、短縮しなかつた場合の育児休業の終了）の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならない。

（育児休業の期間についての取扱い）

第七条 育児休業をした労働者が業務に復帰したときは、当該育児休業の期間の二分の一に相当する期間は、当該労働者の処遇については、引き続き勤務したものとみなす。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第八条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この

章の規定の実施に関する事務をつかさどる。

第九条 労働基準監督官は、この章の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

（報告等）

第十条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（立入検査）

第十一条 労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（労働者の申告）

第十二条 労働者は、使用者にこの章の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（船員に関する特例）

第十三条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員に関しては、第八条、第十条及び第十二条第一項中「労働基準監督署長」とあるのは「先任船員労務官」と、第八条から第十条まで、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第一項中「労働基準監督官」とあるのは「船員労務官」と、第八条及び第十条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十条及び第十二条第一項中「都道府県労働基準局長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」とする。

第三章 育児休業手当

（育児休業手当の支給）

第十四条 政府は、労働者が育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、当該労働者に対し育児休業手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する育児休業の期間については、適用しない。

一 第三条第四項又は第六項の規定により使用者が育児休業の請求を拒むことができたにもかかわらず拒まなかつた育児休業の期間

二 第四条第三項において準用する第三条第四項の規定により使用者が育児休業の期間の延長の請求を拒むことができたにもかかわらず拒まなかつた育児休業の期間

(支給の申請)

第十五条 手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その者が育児休業をする旨の使用者の証明書を添付して、支給の申請をしなければならない。

2 使用者は、前項の手当の支給の申請をする者の育児休業の期間に前条第二項第一号又は第二号に該当する育児休業の期間があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、これに係る事項を前項の証明書に付記しなければならない。

(手当の日額)

第十六条 手当の日額は、次条に規定する賃金日額に百分の六十を乗じて得た額とする。

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、育児休業の始まる日前六月間にその労働者に対し支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び三月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)の総額を、その期間の総日数で除して得た額とする。ただし、その額は次に掲げる額を下回ってはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数で除して得た額と前号の額との合算額

2 雇入後六月に満たない者については、前項の期間は、雇入後の期間とする。

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

(返還命令等)

第十八条 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

(費用の負担)

第十九条 手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を次条に規定する掛金をもつて充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(掛金)

第二十条 政府は、毎年度、手当の支給に要する費用に充てるため、労働者及び事業主から掛金を徴収する。

(掛金の額)

第二十一条 掛金の額は、賃金総額に次条の規定による掛金率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、毎年度、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 第一項の賃金総額の算定方法は、労働省令で定める。

(掛金率)

第二十二条 掛金率は、毎年度における手当の支給に要する費用の予想総額の三分の二に相当する額を当該年度における賃金の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、労働大臣が定める。

(掛金の負担)

第二十三条 掛金の額のうち労働者の負担すべき額は、賃金に前条の規定による掛金率を乗じて得た額の二分の一とする。

2 事業主は、掛金の額のうち当該掛金の額から前項の規定による労働者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

第二十四条 事業主は、労働省令で定めるところにより、前条一項の規定による労働者の負担すべき額に相当する額を当該労働者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、負担金控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該労働者に知らせなければならない。

(概算掛金の納付)

第二十五条 事業主は、毎年度、その年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)の見込額(労働省令で定める場合にあつては、直前の年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額)に第二十二条の規定による掛金率を乗じて算定した掛金を、その掛金の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に納付しなければならない。

2 政府は、事業主が前項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、掛金の額を決定し、これを事業主に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛金の額が同項の規定により政府の決定した掛金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛金がないときは同項の規定により政府の決定した掛金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

(増加概算掛金の納付)

第二十六条 事業主は、前条第一項に規定する賃金総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく掛金の額と納付した掛金の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

(概算掛金の追加徴収)

第二十七条 政府は、第二十二条に規定する掛金率の引上げを行つたときは、掛金を追加徴収する。

2 政府は、前項の規定により掛金を追加徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき掛金の額を通知しなければならない。

(概算掛金の延納)

第二十八条 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三条の規定により納付すべき掛金を延納させることができる。

(確定掛金)

第二十九条 事業主は、毎年度、その年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に第二十二条の規定による掛金率を乗じて算定した掛金の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の年度の初日から四十五日以内に提出しなければならない。

2 事業主は、納付した掛金の額が前項の掛金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛金がないときは同項の掛金を、同項の申告書に添えて、次の年度の初日から四十五日以内に納付しなければならない。

3 政府は、事業主が第一項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、掛金の額を決定し、これを事業主に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛金の額が同項の規定により政府の決定した掛金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛金がないときは同項の規定により政府の決定した掛金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 事業主が納付した掛金の額が、第一項の掛金の額(第三項の規定により政府が掛金の額を決定した場合には、その決定した額)を超える場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、その超える額を次の年度の掛金若しくは未納の掛金その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

(追徴金)

第三十条 政府は、事業主が前条第四項の規定による掛金又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による掛金又はその不足額を納付しなければならないなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する掛金又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第二十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

(口座振替による納付等)

第三十一条 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による掛金の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが掛金の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 前項の承認を受けた事業主に係る掛金のうち、この法律の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、次条及び第三十三条の規定を適用する。

(督促及び滞納処分)

第三十二条 掛金その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、掛金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第三十三条 政府は、前条第一項の規定により掛金の納付を督促したときは、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、掛金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる掛金の額は、その納付のあつた掛金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の掛金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の

場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

- 一 督促状に指定した期限までに掛金その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。
- 二 納付義務者の住所又は居所をわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
- 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
- 四 掛金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
- 五 掛金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第三十五条 掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十六条 手当の支給に関する処分又は掛金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する処分を経た後でなければ、提起することができない。

(時効)

第三十七条 手当の支給を受ける権利及び掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

- 2 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 3 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効の中断の効力を有する。

(報告等)

第三十八条 労働大臣又は公共職業安定所長は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第三十九条 労働大臣又は公共職業安定所長は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

- 2 前項の場合において、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

第四章 雑則

(期間の計算)

第四十条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(労働省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定による育児休業の請求を拒んだ者
- 二 第四条第一項の規定による育児休業の期間の延長又は短縮の請求を拒んだ者
- 三 第六条第一項又は第十二条第二項の規定に違反して不利益な取扱いをした者

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条又は第三十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 二 第十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止)

第二条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」という。)の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(以下「旧法」という。)第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている者は、新法の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第三条の規定により育児休業を

したものとみなし、当該育児休業をしている者の旧法の下における育児休業の残余の期間は、新法の規定による育児休業の期間とみなし、旧法の下において育児休業をした期間の取扱いについては、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に旧法第三条の規定による育児休業を終了している者については、なお従前の例による。

3 新法の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている者の施行日以後の取扱いについては、なお従前の例による。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第三条又は第四条の規定によつて育児休業をした期間

第三十九条第五項中「及び産前産後」を、「、産前産後」に改め、「よつて休業した期間」の下に「及び労働者が育児休業法第三条又は第四条の規定によつて育児休業をした期間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「、育児休業法」を、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

(国会職員法の一部改正)

第六条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第八条から第十二条まで、第三十八条及び第三十九条の規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第七条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を「、育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第八条から第十二条まで、第三十八条及び第三十九条並びに船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の規定」に、「これらの法律に基いて」を「これらの規定に基づいて」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第八条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第九条 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項から第十項までを削り、附則第十一項を附則第七項とし、附則第十二項を附則第八項とし、附則第十三項中「附則第十一項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十四項中「附則第十一項から第十三項まで」を「附則第七項から附則第九項まで」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十五項を附則第十一項とし、附則第十六項及び附則第十七項を四項ずつ繰り上げる。

（地方公務員法の一部改正）

第十条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「及び第百二条の規定」の下に「、育児休業法（昭和六十二年法律第 号）第九条の規定」を加え、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働基準法第百二条の規定」の下に「、育児休業法第九条の規定」を加え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を「基づく」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十一条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

五 育児休業法（昭和六十二年法律第 号）第三条又は第四条の規定によつて育児休業をした期間

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第十二条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六号を削る。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第十三条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「国家公務員災害補償法等」を「国家公務員災害補償法」に改め、同条第一項中「並びに義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十一条」を削り、「国家公務員災害補償法の規定中」を「これらの規定中」に改める。

附則第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十一項から第十三項まで」を「附則第

七項から附則第九項まで」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とする。

(地方公営企業法の一部改正)

第十四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を削る。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十五条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に該当するもののうち、同法に規定する公務員の場合における育児休業の事由に相当する事由により、同法に規定する公務員の場合における育児休業の許可に相当する取扱いを受け、かつ、その取扱い」を「育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第三条又は第四条の規定により育児休業をし、かつ、その育児休業」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第十六条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号を削る。

(自衛隊法の一部改正)

第十七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」を「、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)並びに育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第八条から第十二条まで、第三十八条及び第三十九条の規定」に、「これらに基づく」を「これらの規定に基づく」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十八条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に該当する者で、同法に規定する育児休業の許可に相当する取扱いを受け、かつ、その取扱い」を「育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第三条又は第四条の規定に

より育児休業をし、かつ、その育児休業」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を削る。

(経過措置)

第二十条 新法の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている者については、新法による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第十七条第三号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第二十一条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)に規定する育児休業に相当する休業」を「育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第三条又は第四条の規定により育児休業をし、かつ、その育児休業」に改める。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二十二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号を削る。

(経過措置)

第二十三条 新法の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている者については、新法による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二十三条第三号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

(所得税法の一部改正)

第二十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項に次の一号を加える。

十五 育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第二十三条第一項の規定による負担金

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十五条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の一号を加える。

五 育児休業法(昭和六十二年法律第 号)第三条又は第四条の規定によつて育児休業をした期間

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関

する法律の一部改正)

第二十六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

(育児休業)

第二十八条 事業主は、育児休業法(昭和六十二年法律第 号)の定めるところにより育児休業の措置を実施しなければならない。

第三十五条中「(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

(労働省設置法の一部改正)

第二十七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「、育児休業法(昭和六十二年法律第 号)」を加える。

第五条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 育児休業法に基づいて、育児休業手当の掛金を徴収すること。

第五条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 育児休業法に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第七条第一項及び第八条第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

第十条第一項中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の下に「、育児休業法」を加える。

理 由

子を養育する労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資するため、育児休業について最低の基準を定めるとともに育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約三百九十七億円の見込みである。